

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県小県郡長和町

## 2 構造改革特別区域の名称

長和町福祉有償運送セダン型車両特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

長野県小県郡長和町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 長和町の状況

長和町は旧長門町・旧和田村が平成17年10月1日に合併して誕生した町で、長野県のほぼ中央、小県郡の南部に位置し、広さは東西16.39km、南北21.50km、周囲68.50kmで、総面積は183.95km<sup>2</sup>であり、東は立科町、南は茅野市、諏訪市、西は松本市、北は上田市と接している。

気候は、標高が高く周囲を山に囲まれた地形のため変化が厳しく、降霜期間は7ヶ月におよび、積雪量は比較的少ないが、積雪期間は冬の寒さが厳しく長い。特に1月から3月上旬までは寒さが厳しく、道路の凍結等により高齢者・障害者等にとっての単独での外出が厳しい道路状況になる。

平成17年10月1日現在の人口は7,572人で、そのうち65歳以上の人口は2,360人で高齢化率31.2%である。今後微増ではあるが平成20年には32.3%が見込まれ、長野県の平均(23.6%)と比較をしても高齢化率は非常に高い。

### (2) 移動制約者の状況

#### 介護保険の要支援・要介護者

長和町の介護保険の認定状況は、平成17年10月1日現在471人が要支援・要介護認定を受けており、65歳以上2,360人のうち第1号被保険者は、19.8%である467人(表1)となっている。また、居宅介護(支援)サービスを利用している人は279人が利用しており、その内65歳以上の第1号被保険者は高齢者人口の11.7%を占め276人(表2)となっている。

このなかで、要介護3以上の者は、外出にあたってはなんらかの福祉車両及び介護者等の付き添いでの外出が必要とする。要支援、要介護1及び要介護2の者についても(世帯構成が独居・高齢者世帯)福祉車両は必要でないが公共交通機関を利用して外出することが難しい、移動制約者と推定される。

(表1)要介護認定

要介護(要支援)認定者 平成 17 年 10 月 1 日現在 単位:人

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	79	147	61	51	48	81	467
65歳以上75歳未満	10	19	9	7	5	3	53
75歳以上	69	128	52	44	43	78	414
第2号被保険者	1	2	1	0	0	0	4
総 数	80	149	62	51	48	81	471

(表2)

居宅介護(支援)サービス受給者数 平成 17 年 10 月 1 日現在 単位:人

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	44	108	38	37	25	24	276
第2号被保険者	0	2	1	0	0	0	3
総 数	44	110	39	37	25	24	279

## 身体障害者手帳の交付から見る移動制約者

身体障害者手帳の交付状況は、平成17年10月1日現在472人(表3)であり、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者は40人、肢体不自由障害者は292人である。肢体不自由障害者の1・2級の者99人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者についても、障害が重複している場合は福祉車両を利用すると考えられる。

上記以外の障害者の場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。しかしこの方たちが公共交通機関を、単独で利用することは困難であると推定され、セダン型車両による移送の潜在的常者であると考えられる。

(表3)身体障害者手帳取得者状況 平成 17 年 10 月 1 日現在 単位:人

等級	視 覚	聴 覚	音声言語	肢体不自由	内 部	計
1	8	3	0	36	48	95
2	9	9	0	63	2	83
3	5	9	1	54	18	87
4	0	3	0	82	35	120
5	6	0	0	48	0	54
6	8	16	0	9	0	33
計	36	40	1	292	103	472

## 知的障害者における移動制約者

知的障害者の判定を受けている人は、平成17年10月1日現在で、56人(表4)である。1人で外出が困難と考えられる中度以上の知的障害者は50人となっており、そのうち41人が地域(在宅)で生活をしている。

知的障害者は交通法規、安全確認・確保等が困難な場合が多く、できる場合もその取得までには関係者の協力があって、なおかつ長い期間を要する。また、知的障害者は介護者等や環境の変化に敏感で、例えば付き添いが変わることや、また初めて

乗る公共交通機関の利用時などに興奮（パニック）を起こしてしまう知的障害者も多く、配慮が必要であることから、セダン型等に利用拡大した福祉有償移送サービスにより外出支援を行う必要がある。

(表4) 知的障害者の障害別状況

平成17年10月1日現在 単位:人

18歳未満			18歳以上			計
重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	
5	2	2	17	26	4	56
(うち施設入所者)			(うち施設入所者)			9
0			9			

#### 精神障害者における移動制約者

精神障害者保健福祉手帳交付状況は、平成17年10月1日現在で15人(表5)である。このうち、1級の障害者で引きこもり傾向がある者にとっては、日頃から関わりのある介護者等と一緒にすることで初めて外出ができる状況にある為、知的障害者と同様に、公共交通機関の利用が困難な移動制約者に含まれると推定される。

(表5)

精神保健福祉手帳交付状況 平成17年10月1日現在 単位:人

等級	1級	2級	3級	計
人数	2	9	4	15

#### (3) 公共交通機関の状況

##### 鉄道・バス関係

町内には鉄道関係の交通機関はない。

また、町内のバス路線はJRバス関東1社が行っている。路線バスが2路線を運行しているが、町内の一部の路線を経由するのみで町内全体をカバーしていない。そのため、高齢者等交通弱者の交通手段を確保するため、合併前から両町村では、巡回バスを運行している。運行状況は路線及び曜日によって異なるが、5路線で1路線2～8便を運行しているが、運行コース・時間・曜日が利用者と合わず、また、車両についても福祉車両ではないため、移動制約者にとっては利用しにくい状況が見られる。

##### タクシー関係

町内に本社・営業所を置くタクシー会社は1社(2営業所)である。

2営業所で所有しているタクシー台数は2台であるため、移動困難者等に対して十分対応ができない状況である。また、知的障害者は車両が変わることによってパニックを起こしてしまう状況もあり、安心して利用できる状況ではない。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

当町の公共交通機関は、民間バス事業者が1社運行を行っているが、町内の一部の路線を運行するのみで町内全体をカバーできていない。高齢者、障害者、免許不保持者等の移動制約者に対する町の対応として、合併前から実施している巡回バスを合併後も運行しているが、運行本数、バス停留所等の運行体制は町民、移動制約者にとって満足できる状況ではない。そうした状況に対応する為に、現状の公共交通機関では外出が困難な高齢者、障害者等に対して社会福祉法人等が移送サービスを提供し実績を上げてきた。その中でも、必ずしも福祉車両を必要としない歩行困難な高齢者などは、公共交通機関の利用が難しくなるにつれて、外出をあきらめて家に閉じこもる傾向になるため、セダン型車両を利用した移送サービスが特に有効である。また、知的障害者、精神障害者も障害の特性から特定の介助者でなければ外出が困難であり、セダン型車両による外出支援が特に有効である。これにより住み慣れた地域・在宅でいきいきと生活ができ、楽しみ・生きがいを取り戻すことにもつながり、しいては介護予防的効果もあり心身の機能向上が期待できる。

また、以上のように移動制約者が健常者と同じように移動できる環境整備の確立のために、地域の社会福祉法人等の協力を得られることは、地域全体で課題を解決しようという意識が生まれる。このことは、小さな町にとっては一番の力であり、今後の地域福祉の充実にはなくてはならないものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

合併前から高齢者や障害者等で外出が困難な移動制約者に対して、社会福祉法人等による移送サービス事業を実施し実績を高めてきたが、利用者の範囲や利用時間が重なったりすることにより、必ずしも移動制約者に対して満足できる事業ではなかった。

今回のセダン型車両を使用した福祉有償運送サービスを実施することにより、高齢者や障害者等の社会参加が容易にでき、住み慣れた地域でいつまでも生き生きと生活ができるようにすることを構造改革特区の計画の目標とする。

これは、合併により誕生した長和町の新町建設計画「長和町まちづくり計画」の保健・福祉・医療の将来像の“ひととして『輝き』続けるやさしいぬくもりの郷”の実現を目指すことにつながるものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

使用車両を拡大することによって、従来、ともすれば、閉じこもりがちだった移動制約者が、福祉や医療のサービスの円滑的な利用により、より十分な医療及び福祉サービスを受けることにより、疾病の早期発見早期治療等に寄与することができる。なおかつ、移動制約者の外出する機会の増加に伴い、消費行動の拡大や生活に楽しみや生きがい生まれ身体機能の向上にもつながり元気に日常生活を送ることができ、介護保険等における認定状況の改善や悪化を防ぐことにより、事業費の増加を抑制することにもつながる。

## 8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア運送としての有償運送における使用車両の拡大事業 1206(1216)

## 9 特定改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 外出支援サービス事業

- ・目的 高齢者等が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援する為に、福祉車両による利用者の居宅と医療機関等との間を移送し、もって、高齢者の保健福祉の向上を図る。
- ・実施主体 長和町 保健福祉課 在宅支援係
- ・対象者 おおむね 65 歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者  
おおむね 60 歳以上の高齢者であって、下肢の不自由なもの
- ・助成額 利用料の 9 割補助（医療機関等への利用時の利用料対象）  
（平成 18 年度から補助額の補助率変更及び補助限度額設定予定）
- ・事業実績
  - ・ 15 年度 対象者 106 人 助成金額 2,608,500 円
  - ・ 16 年度 対象者 118 人 助成金額 2,291,500 円

### (2) 腎臓機能障害及び特定疾患治療通院費補助事業

- ・目的 腎臓機能障害及び特定疾患治療のため、加療を要する者に通院費用を補助し対象者の経済的負担軽減をし、もって保健福祉の向上を図る。
- ・実施主体 長和町 保健福祉課 福祉係
- ・対象者 身体障害者障害程度等級表 1 級に該当する腎臓機能障害を有し、現に血液透析療法を受けるために通院している者  
国の難病対策に指定されている疾患で通院している者
- ・助成額 公共交通機関利用時は実費・自家用車利用時は長和町の旅費規程に準ずる額を 1 カ月 8,000 円限度に支給
- ・事業実績
  - ・ 15 年度 対象者 9 人 助成金額 395,084 円
  - ・ 16 年度 対象者 10 人 助成金額 384,384 円

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

NP 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業 1206(1216)

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 運送主体

・長和町内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

#### (2) 事業がおこなわれる区域

・出発地又は到着地が長和町

#### (3) 事業により実現される行為

・要介護(支援)認定者、知的障害者、精神障害者、身体障害者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

### 5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、車いす対応や寝台車両などの特殊な設備を設けた福祉車両を用いての輸送に限定されているが、知的障害者や身体障害者、身体機能の低下はあるが短い距離の歩行・立位の保持や座位が保てる高齢者等については福祉車両を用いる必要がなく、セダン型等の一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両の拡大をしようとするものである。

#### (1) 長野県上小地区福祉有償運送運営協議会

上小地区における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による、福祉有償運送の必要性、課題、利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため、平成17年11月に長野県(上小地方事務所)が主宰する「長野県上小地区福祉有償運送運営協議会(以下「地区運営協議会」という。)」が設置され、長和町を含む上小地区の市町村と共同して、福祉車両を用いての輸送について検討を行ってきたところである。セダン型等の一般車両まで福祉有償運送の運行車両を拡大するにあたっては、長和町が長野県及び上小地区の市町村と協議の上、既存の地区運営協議会において議論することとする。なお、地区運営協議会については引き続き長野県が主宰するものとする。

#### 地区運営協議会の委員構成

1. 地区運営協議会の構成員は以下のとおりであり、長野県上小地方事務所長が委嘱している。
  - ア 長野県上小地方事務所長
  - イ 長野運輸支局長又は同支局長が指定する職員
  - ウ 学識経験者
  - エ 市町村の長が指名する職員
  - オ 利用者の代表
  - カ 地域住民の代表
  - キ タクシー事業者の代表
  - ク タクシー運転者の代表
2. 会長は学識経験者を充てる。
3. 副会長は上小地方事務所長を充て、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理する。
4. 構成員委員の任期は1年（最初の任期は平成18年3月31日まで）とする。ただし、再任は妨げない。

#### 地区運営協議会の開催

- ・協議会は、会長が招集し、座長を務める。
- ・協議会は、構成委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・協議会の議事は、出席者の総意により決定する。ただし、協議が整わない場合においては、会長・副会長があらかじめ委員の中から指名した委員で協議して決定することができる。

#### 地区運営協議会の事務局

- ・地区運営協議会の庶務は、長野県上小地方事務所厚生課において行う。

#### (2) 運送主体

- ・長和町で活動する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、地区運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

#### (3) 使用車両

- ・以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型の一般車両とする。

##### 使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し、当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

#### 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を次のとおり表示すること。

- ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとして、自動車の両側面に行なう。

#### 自動車登録簿の作成

運送主体は使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

### (4) 運転者

#### 自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められたものとする。

- ・普通第一種免許を取得後3年以上が経過し、直近の2年間に1日以上運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・長野県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア運送サービス従事者研修を修了した者。
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づきNPO等が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。

#### 運転者台帳の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法(昭和35年法律第105号)違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

### (5) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物1,000万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること。

### (6) 運送の対価

当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額(運送の実態を踏まえ時間制によるものを含む)のおおむね2分の1を目安に、地域に特性等を勘案しつつ定めるものとする。



(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものではないこと。